

◎ 春のシンポジウム

4月30日(土)

於：静岡県労政会館

# 「正規・非正規の賃金と社会保障 —ジェンダーの視点から—」

## ●報告①「最低賃金と最低生計費」

報告者：中澤秀一氏（静岡県立短期大学 准教授）

今回の試算結果を時給に換算すると（中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間労働の所定内労働時間）、男性で 1,442 円/時間、女性で 1,437 円/時間となりました。現行の静岡県における最低賃金額は 783 円/時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは、少なくとも 600 円以上の隔りがあります。今回の結果をもとに、まずは「生活できる賃金」「安心できる社会保障」という大原則に立ち返ることが必要です。

## ●報告②「現場からの報告」

報告者：浜松市関連一般労働組合

浜松市関連一般労組というのは、主に浜松市役所と関連事業所で働いている非常勤職員と臨時職員を中心に活動を進めています。労働条件の改善の考え方としては、正規職員との同一労働同一賃金を目指してということで運動を進めているわけです。県内の市町村の非正規の割合は、平均で 40%、多い所ですと職員の 8 割が非正規といった実態があります。浜松市においても職員の約 1/3 が非常勤職員とか臨時職員という状況です。

非常勤職員は 5 年の雇用期限があります。次の任用まで 6 カ月以上の空白があるということで、続けて勤務することもできませんし、賃金もまた 1 年目から戻るといことです。その 6 ヶ月間というのは、少ない給料の中で貯金してきたお金とか失業保険で、何とか生活するという感じです。

## ●【基調報告】「正規・非正規の賃金と社会保障 —ジェンダーの視点から—」

報告者：藤原千沙氏（大原社会問題研究所 教授）

日本における男女別・雇用形態別の賃金格差・賃金差別を是正するためには、「同一価値労働同一賃金」は魅力的ですが、気を付けるべき点があります。

①経営側の要請ではない、労働側の要請として「同一価値労働同一賃金」の基準をつくることです。4 大ファクター（労働環境、負担、責任、知識・技能）のうち、労働環境と負担を軽視しないことです。

②「同一価値労働同一賃金」によって賃金格差の納得性が高まっても、賃金の絶対水準は保障されません。最も低い職務評価であるとランク付けされた仕事であっても、フルタイムで働けば生活できる賃金水準の確立とセットで導入しなければなりません。

③賃金水準を考える際の暮らしの単位は、「親 1 人子 1 人モデル」です。すなわち自分 1 人が普通に働けば、子ども 1 人を普通に育てていくことのできる賃金の保障です。

④賃金を考える時に労働時間の視点が重要です。家事・育児・介護などを、自らが担うことのできる働き方・労働時間でなければなりません。

⑤生活できる賃金とは、企業から支払われる直接賃金と税・社会保障を通じた間接賃金の合計です。子どもの年齢にしたがって必要生計費は上昇しますが、「同一価値労働同一賃金」では、年齢や勤続を重ねても必ずしも賃金は上昇しません。税・社会保障を通じた所得再分配を含めて「生活できる賃金」が保障される仕組みが必要です。

\*連絡先：静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973  
〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F（静岡県評内）  
メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>